

阿 見 町 議 会 会 議 録

令和 6 年第 4 回臨時会

(令和 6 年 7 月 16 日)

阿 見 町 議 会

令和6年第4回阿見町議会臨時会会議録目次

◎招集告示	1
◎第1号（7月16日）	3
○出席、欠席議員	3
○出席説明員及び会議書記	3
○議事日程第1号	5
○開 会	6
・会議録署名議員の指名	6
・会期の決定	6
・諸般の報告	6
・議案第58号（上程、説明、質疑、討論、採決）	7
・議案第59号（上程、説明、質疑、討論、採決）	9
・議案第60号（上程、説明、質疑、討論、採決）	10
○閉 会	14

第 4 回 臨 時 会

阿見町告示第211号

令和6年第4回阿見町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和6年7月2日

阿見町長 千葉 繁

1 期 日 令和6年7月16日

2 場 所 阿見町議会議場

3 付議事件

(1) 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）

(2) 令和6年度阿見町一般会計補正予算（第2号）

(3) 防安交第1－1号都市計画道路寺子・飯倉線交差点改良舗装工事請負契約について

第 1 号

[7 月 16 日]

令和6年第4回阿見町議会臨時会会議録（第1号）

令和6年7月16日（第1日）

○出席議員

1番	野口雅弘君
2番	笥田聡君
3番	前田一輝君
4番	小川秀和君
5番	紙井和美君
6番	武井浩君
7番	武藤次男君
8番	佐々木芳江君
9番	落合剛君
10番	栗田敏昌君
11番	石引大介君
12番	高野好央君
13番	栗原宜行君
14番	海野隆君
15番	久保谷充君
16番	久保谷実君
17番	吉田憲市君
18番	細田正幸君

○欠席議員

なし

○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町			長	千	葉		繁	君	
副		町	長	服	部	隆	全	君	
教		育	長	立	原	秀	一	君	
町	長	公	室	長	井	上		稔	君

総務部長	平岡正裕君
町民生活部長	竹之内英一君
保健福祉部長	山崎洋明君
産業建設部長	浅野修治君
教育委員会教育部長	木村勝君
政策企画課長	糸賀昌士君
総務課長	石田栄司君
財政課長	坂入紀章君
管政課長	荒井孝之君
都市整備課長	糸賀隆之君

○議会事務局出席者

事務局長	大竹久
書記	堀内淳
書記	加藤佳子

令和6年第4回阿見町議会臨時会

議事日程第1号

令和6年7月16日 午前10時開会・開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第58号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）

日程第5 議案第59号 令和6年度阿見町一般会計補正予算（第2号）

日程第6 議案第60号 防安交第1－1号都市計画道路寺子・飯倉線交差点改良舗装工事請負契約について

午前１０時００分開会

○議長（野口雅弘君） おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから令和６年第４回阿見町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員は１７名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので御了承願います。

これより議事に入ります。

会議録署名議員の指名について

○議長（野口雅弘君） 日程第１、会議録署名議員の指名について、本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第１２７条の規定によって、

１４番 海 野 隆 君

１５番 久保谷 充 君

を指名します。

会期の決定について

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第２、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今臨時会の会期は本日１日とすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日１日とすることに決定しました。

諸般の報告

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第３、諸般の報告を行います。

議長より報告します。

今臨時会に提出された案件は、町長提出議案第５８号から議案第６０号、以上３件であります。

次に、監査委員から令和６年５月分に関する例月出納検査結果について報告がありましたので、報告します。

次に、本臨時会に説明員として地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者は、お手元に配付しました名簿のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

議案第58号 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第4、議案第58号を議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和6年第4回臨時会を招集しましたところ、議員各位には公私ともお忙しい中、御出席をいただきまして、ここに臨時会が開会できますことを心から感謝申し上げます。

議案第58号の損害賠償の額を定める専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

本案は、令和6年5月1日午後2時頃、かすみがうら市下土田南信号付近の国道6号線を走行中、公用車を運転する町職員の前方不注意により、相手方車両の後方に追突し損害を与えたことから、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき損害賠償の額を定めることについて、同法第179条第1項の規定により専決処分を行ったもので、同条第3項の規定に基づき報告するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口雅弘君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

14番海野隆君。

○14番（海野隆君） 専決処分で慎重審議ということですので、質疑をさせていただきます。

頂いた資料では、十分この事故の状況が分からないので質問したいと思うんですけども、まず、これは水戸方面に向かっていたのか、それとも土浦方面に向かっていたかということが分からない。それから、停車中といっても、信号で止まっている。これは水戸方面に行くとなると、多分ここで信号で止まっているところにぶつかったんじゃないかなと推察はできますね。それも説明がないので、もうちょっと事故状況の詳細な説明をお願いしたいと思います。

○議長（野口雅弘君） 管財課長荒井孝之君。

○管財課長（荒井孝之君） お答えいたします。

こちら専決処分書のほうにも書かせていただきましたけども、かすみがうら市の国道6号線で行ったものでございます。こちらの職員につきましては、国道6号線を水戸方面に向かっておりまして、事故を起こしたものでございます。

詳細ですけども、走行中に小動物が飛び出してきたようございまして、そちらを避けようとして、その小動物に気を取られ、相手方が徐行していることに気づくのが遅れて追突してしまったというような公用車の事故となります。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 14番海野隆君。

○14番（海野隆君） そうすると、徐行はしていたんだけど、最終的にはびたっと停止して、それで小動物に気を取られて、徐行している車じゃなくて停止している車にぶつかったと、こんな感じの理解でいいんでしょうか。それをちょっと。

○議長（野口雅弘君） 管財課長荒井孝之君。

○管財課長（荒井孝之君） お答えいたします。

議員おっしゃるように、最終的には徐行して、相手方が止まっていることに気づくのが遅れたということでの追突ということになります。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 14番海野隆君。

○14番（海野隆君） 通常、公務員の場合は単独で車を運転するというか、その用件をするということは少ないわけですよね。これは同乗者がいたと思うんですよね。何人で走行していましたか。

○議長（野口雅弘君） 管財課長荒井孝之君。

○管財課長（荒井孝之君） お答えいたします。

こちらは出張ということで、公用車を利用していたというふうに報告を受けております。報告では、同乗者はおりませんで、職員1人で出張していたという状況でございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 14番海野隆君。

○14番（海野隆君） この相手方の車の損害についての賠償は保険で賄われるということになっているんですけども、我が社というか、この阿見町役場の車も多分損傷したと思うんですよね。この損傷はどういう形で。保険で出るのか、それとも保険では出なくて町のほうで出すのか、その辺のところを御説明ください。

○議長（野口雅弘君） 管財課長荒井孝之君。

○管財課長（荒井孝之君） お答えいたします。

当然、町の公用車のほうも損傷してございまして、町の公用車前方のボンネット、それからバンパー、その他ボディー以外の一部部品、そういったものが損傷してしまったものでございます。こちらの修理代につきましては、加入している任意保険の車両保険、こちらのほうで支払いといいますか修繕するということで、保険のほうで対応という形になってございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第58号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

これより討論に入ります。討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第58号は原案どおり承認することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。よって、議案第58号については原案どおり承認することに決しました。

議案第59号 令和6年度阿見町一般会計補正予算（第2号）

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第5、議案第59号を議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第59号の令和6年度阿見町一般会計補正予算（第2号）について、提案理由を申し上げます。

本案は、既定の予算額に３億８,０５４万円を追加し、２１７億１,２８３万５,０００円とするものであります。

その内容は、第２款総務費の税務総務費で、定額減税で減税しきれない差額を支給するため、調整給付金を新規計上し、その財源となる物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を同額計上するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口雅弘君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

ただいま７番武藤次男君が出席いたしました。したがって、ただいまの出席議員は１８名です。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第５９号については、会議規則第３９条第３項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

これより討論に入ります。討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第５９号は原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。よって、議案第５９号については原案どおり可決することに決しました。

議案第６０号 防交第１－１号都市計画道路寺子・飯倉線交差点改良舗装工事
請負契約について

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第６、議案第６０号を議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第60号の防安公第1－1号都市計画道路寺子・飯倉線交差点改良舗装工事請負契約について、提案理由を申し上げます。

本工事は、都市計画道路寺子・飯倉線の交差点改良舗装工事を行うものでありますが、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により、議会の議決を求めるものであります。

工事の概要につきましては、お手元に配付しました工事概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口雅弘君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

6番武井浩君。

○6番（武井浩君） 議案第60号、都市計画道路寺子・飯倉線の交通安全対策についてお尋ねをいたします。

今回の交差点改良工事は、茨城計算センターから上長方面あるいは実穀方面へ向かう町道と交差する工事となるわけですが、安全対策はどのように取り組んでいかれるのか、お尋ねをいたします。

○議長（野口雅弘君） 都市整備課長糸賀隆之君。

○都市整備課長（糸賀隆之君） お答えいたします。

まず、工事期間中の安全対策でございますが、昼間の施工中につきましては、交通誘導員を配置し対策を講じる予定です。また、夜間につきましては、点灯式の立入り防止機材などを設置し対策を講じる予定となっております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） この交差点改良工事終了後、寺子・飯倉線が開通した場合、通過する車両のスピードも増すのではないかなと思うんですが、この交差点に信号機の設置はあるのでしょうか。

○議長（野口雅弘君） 都市整備課長糸賀隆之君。

○都市整備課長（糸賀隆之君） お答えいたします。

県警に対して信号機の要望はしていたのですが、残念ながら開通に合わせた設置は難しいと伺っております。

安全対策といたしまして、寺子・飯倉線が優先道路となりますので、計算センターから上長への道路に一時停止の線の設置、それから、交差点の手前に交差点ありの看板を設置するよう指導されております。そのほか、一時停止線や交差点の中心に埋込み式の光る表示灯を設置し、交差点の注意喚起などを行う予定となっております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） 警察との協議も大変かなと思うんですが、やはり事故があってからでは遅いと思うんです。ですから、警察との協議はまた続けていただきまして、一日も早くこの交差点に信号機が設置されることを強く要望いたしまして終わりたいと思います。

○議長（野口雅弘君） ほかに質疑はありませんか。

14番海野隆君。

○14番（海野隆君） 私からは直接入札に関してお伺いしたいと思います。

今回、低入札価格調査制度を導入していると思うんですね。私もちょっと全員協議会をお休みしたので、御説明があったかどうか分からないんですけども、今回、その低入札価格調査制度の該当になったのではないかなと思うんですけども、今まで低入札価格調査制度を導入した入札というのはありましたか。あったとすれば、いつ頃ですか。

○議長（野口雅弘君） 管財課長荒井孝之君。

○管財課長（荒井孝之君） お答えいたします。

低入札価格調査制度につきましては、昨今、一般競争に付する入札に関しましては最低制限価格を付するという原則を行ってきたところでございます。低入札価格のほうをやっていた経緯もございまして、記録をたどりますと、平成22年頃までは最低制限価格と低入札価格を併用してやっていたというような実績がございまして、平成24年度以降につきましては、原則最低制限価格で取り組んできたというような経緯でございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 14番海野隆君。

○14番（海野隆君） その間、平成24年以降たくさん我々も入札に立ち会ってきましたけれども、何度も低入札価格調査制度を導入してやるべきであるというふうに言ってきました。今回、低入札価格調査制度を導入して入札を行ったということは評価したいと思います。

その上で、低入札価格調査制度について、その当時ですよ、多分今も同じ認識だと思いますけれども、なぜ導入しないかという、低入札価格の調査に伴う契約事務量が増加するんだと。それから、契約締結の遅延などの課題があると。こういうことを執行部は言いながら、なかなか難しいという話をこれまでしてきたんですけども、今回この制度を導入して、なおかつ、

これに引っかかる業者がいて、多分調査したと思うんですよね。それによって、どの程度の契約事務量が増加したのか、それから、契約締結が遅延したのか。これを教えてください。

○議長（野口雅弘君） 管財課長荒井孝之君。

○管財課長（荒井孝之君） お答えいたします。

最低制限価格をこれまで原則的にやってきたところなんですけども、制度的な話で言いますと、最低制限価格は、それ以下の応札があった場合にはその場で直ちに失格という扱いにするということもございますけども、低入札価格調査制度につきましては、ある一定の範囲であれば調査をしてやるということで、今回この案件につきましては、入札が低入札に該当して、調査に入ってから、いろいろ調査員の選定とか、その途中の事務決裁、そういったのも含めて1か月程度時間を要しまして、実は6月の定例議会のほうでも議案上程させていただいた入札案件もございます、こちらにつきましては最低制限価格を下回った業者がいなかった、それから、低入札に設定した入札もございましたけども低入札価格調査制度に該当する業者がいなかったということで、ほぼ同じ時期に事務手続を行ったんですけども、この案件以外の議案上程させていただいた案件につきましては6月の定例会のほうに上程させていただいて、6月の最終日に議決をいただいたというところになります。

今回、この工事も最低制限価格の該当をさせていただければ、通常のそちらの流れで行ったんですけども、事務手続につきましてはどうしても約1か月、4月に年度が明けて早々にすぐ事務手続に入りましても、この低入札をやることによって1か月ほど工期がやはり遅延してしまうというような課題、そういったのが今回見いだせたのと、あとはこれから課題を検討させていただきたいということで、今回試行的に何件かピックアップしてやったところもございますけども、今後、町の入札参加資格審査会とか入札・契約制度改善検討委員会というのがございますので、そちらのほうで課題を吸い上げて、どういった制度がいいのかというのを改めて検証して検討していきたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） 14番海野隆君。

○14番（海野隆君） この低入札価格調査制度によって、この2番目に入れた人と比べると、1億1,000万円ぐらいの工事で約130万円ぐらい低くなったと思うんですよ。もともとのボリュームが少ないので130万円程度だったけれども、この130万円安くなったと、しかし、ちょっと事務量が増えたね、それから契約が遅延したねと。これをバランスにかけてみると、執行部としてはどういう評価なんですか。いいですか。質問の趣旨は分かりましたか。

○議長（野口雅弘君） 管財課長荒井孝之君。

○管財課長（荒井孝之君） お答えいたします。

先ほども御説明させていただきましたけども、そういった課題等もあったことから、令和6年度に低入札価格調査制度を該当させる工事も行いまして検証するというような形で、事務手続もどのぐらいかかるかとか、そういったのも含めて検証するのと、あと、昨今こういった工事関係も資材単価の高騰とか人件費の高騰とか、逆に低価格で入札を行う、いわゆるダンピング対策、こういったのも講じる必要がございますので、両制度とも地方自治法の中で設定することができるということになってございますので、そういったことで、まだ結論は出してないところではございますけども、先ほども御説明したように、今年度、その辺も含めて、制度について検討していきたいというふうに考えてございます。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第60号については、会議規則第39条第3項の規定により委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

これより討論に入ります。討論を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第60号は原案どおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。よって、議案第60号については原案どおり可決することに決しました。

閉会の宣告

○議長（野口雅弘君） 以上で、本臨時会に予定されました日程は全て終了しました。

これもちまして、令和6年第4回阿見町議会臨時会を閉会します。御苦労さまでした。

午前10時24分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 野 口 雅 弘

署 名 員 海 野 隆

署 名 員 久保谷 充